

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和6年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、1件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

令和6年4月1日の組織改編で、人事企画課に「人事又は労務担当の参事」を置くなど、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受け、告示の表に必要な改正を行う旨、4月3日の第812回審査委員会で決定し、4月18日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和6年4月18日

中央労働委員会会長 岩村 正彦
(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

		勤務箇所		改正後	
		(略)		労働組合法第二条第一号に規定する者	
		独立行政法 人製品評価 技術基盤機 構	製品評価 技術基盤 機構	部長 本部長 所長 参与 技監 デジ タル監 審査室長 統括官 支所長 セ ンター長 次長 參事官 (人事、労務、文書、經理又は企画担当の者に限る。) 課長 専門官 (人事、労務、文書、經理又は監査担当の者に限る。) 人事又は労務担当の參事 (人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主査 (人事企画課に置くものに限る。) 人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主任 (人事企画課に置くものに限る。)	
		独立行政法 人製品評価 技術基盤機 構	製品評価 技術基盤 機構	部長 本部長 所長 参与 技監 デジ タル監 審査室長 統括官 支所長 セ ンター長 次長 參事官 (人事、労務、文書、經理又は企画担当の者に限る。) 課長 専門官 (人事、労務、文書、經理又は監査担当の者に限る。) 人事又は労務担当の參事 (人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主査 (人事企画課に置くものに限る。) 人事企画課に置くものに限る。) 人事又は労務担当の主任 (人事企画課に置くものに限る。)	改正前